

褥瘡対策に関する診療計画書

氏名 _____ 殿 男 女 計画作成日 _____
年 月 日 生 (歳)

褥瘡の有無 1. 現在 なし あり (仙骨部、坐骨部、尾骨部、腸骨部、大転子部、踵部、その他()) 褥瘡発生日 _____
2. 過去 なし あり (仙骨部、坐骨部、尾骨部、腸骨部、大転子部、踵部、その他())

危 険 因 子 の 評 価	日常生活自立度	J(1, 2)	A(1, 2)	B(1, 2)	C(1, 2)	対処
	・基本的動作能力 (ベッド上 自力体位変換) (イス上 坐位姿勢の保持、除圧)		できる	できない		
	・病的骨突出		なし	あり		
	・関節拘縮		なし	あり		
	・栄養状態低下		なし	あり		
	・皮膚湿潤(多汗、尿失禁、便失禁)		なし	あり		
	・皮膚の脆弱性(浮腫)		なし	あり		
	・皮膚の脆弱性(スキンーテアの保有、既往)		なし	あり		

褥 瘡 の 状 態 の 評 価 (D E S I G N — R 2 0 2 0)	両括弧内は点数 (※1)						
	深さ	(0)皮膚損傷 発赤なし	(1)持続する発 赤	(2)真皮まで の損傷	(3)皮下組織ま での損傷	(4)皮下組織を こえる損傷	(5)関節腔 に至る損傷 褥瘡(DTI)疑 い(※2)
	滲出液	(0)なし い	(1)少量:毎日の交換を要しな い	(3)中等量:1日1回の交換	(6)多量:1日2回以上の交換		
	大きさ(cm ²) 長径×長径に直交する最大径 (持続する発赤の範囲も含む)	(0)皮膚損傷 なし	(3)4未満 なし	(6)4以上 16未満	(8)16以上 36未満	(9)36以上 64未満	(12)64以上 100未満 (15)100以上
	炎症・感染	(0)局所の炎症 微候なし	(1)局所の炎症徵候あり 辺の発赤、腫脹、熱感、疼痛	(3)(※3)臨界的定着疑い (創面にぬめりがあり、滲出液 が多い。肉芽があれば、浮腫 性で脆弱など)	(3)(※3)局所 の明らかな感 あり(発熱な ど)	(9)全身的影響 染徵候あり (炎症徵候、 膿、悪臭)	
	肉芽形成 良性肉芽が占める割合	(0)創が治癒した場合、創が浅 い場合、深部損傷 疑い(※2)	(1)創面の90% 以上を占める	(3)創面の50% 以上90%未満	(4)創面の10% 以上50%未満	(5)創面の10% 未満を占める	(6)全く形成さ れていない れを占める
	壊死組織	(0)なし	(3)柔らかい壊死組織あり	(6)硬く厚い密着した壊死組織あり			
	ポケット(cm ²) 潰瘍面も含めたポケット全周(ポ ケットの長径×長径に直交する最 大径)-潰瘍面積	(0)なし	(6)4未満	(9)4以上16未満	(12)16以上36未満	(24)36以上	合 計 点

※1 該当する状態について、両括弧内の点数を合計し、「合計点」に記載すること。ただし、深さの点数は加えないこと。

※2 深部損傷褥瘡(DTI)疑いは、視診・触診、補助データ(発生経緯、血液検査、画像診断等)から判断する。

※3 「3C」あるいは「3」のいずれかを記載する。いずれの場合も点数は3点とする。

継続的な管理が必要な理由

計画

実施した内容(初回及び評価カンファレンスの記録及び月1回以上の構成員の訪問結果の情報共有の結果について記載)

カンファレンス実施日	開催場所	参加した構成員の署名	議事概要
初回 月 日			
2回目 月 日			
3回目 月 日			

評価

説明日 年 月 日

本人又は家族(続柄)の署名 _____

在宅褥瘡対策チーム構成員の署名

医師 _____

看護師 _____

管理栄養士 _____

在宅褥瘡管理者 _____

[記載上の注意]

1 日常生活自立度の判定に当たっては「「障害老人の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準」の活用について」(平成3年11月18日厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知 老健第102-2号)を参照のこと。

2 日常生活自立度がJ1～A2である患者については、当該評価票の作成を要しないものであること。